

平成27年（行ウ）第328号 外

原告ら代理人意見陳述書

2015年12月2日

東京地方裁判所民事部38部 御中

原告訴訟代理人

弁 護 士	黒	岩	哲	彦
同	加	藤	健	次
同	今	野	久	子
同	小	部	正	治
同	金	井	克	仁
同	本	田	伊	孝
同	新	井		章
同	湊	上		隆
同	千	葉	恵	子
同	山	田	大	輔
同	八	坂	玄	功
同	齊	藤	園	生
同	鈴	木	麗	加
同	関	本	正	彦
同	佐	藤	誠	一
同	鈴	木	亜	英

第1 本件訴訟の概要

1 取消を求める処分（年金改定）

本件訴訟は、①支給額の減額を定めた国民年金等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第99号・以下「平成24年改正法」という）が違憲であること、②政府・厚生労働大臣が2013年に同法に基づいて行った減額改定は、裁量権を濫用ないし逸脱するものであって違法であること、を理由として、前記厚生労働大臣の決定の取消を求める訴訟である。

2 本訴訟の目的

(1) わが国の高齢者の生活は「高齢者破産」と言う言葉が巷間に広まるほど、深刻な状況にある。その大きな原因の一つは、わが国の公的年金制度が高齢者の人間らしい最低限度の生活を保障する水準に至っていない上に、年金財政の困難さを口実として、年金制度の改悪が積み重ねられてきたことにある。

(2) そして、さらには物価が上がっても支給額をあげないための「マクロ経済スライド」を発動するために、十数年も前の「特例水準の解消」を口実にして、さらなる支給額の減額が強行された。

これらの相次ぐ公的年金制度の改悪は、憲法が保障する人間らしい老後の生活の水準の確保に真っ向から反するものである。

(3) 原告らは、本訴訟において、このことを正面から問うものである。

原告らは、最低保障年金制度の確立をはじめ、現在の年金受給者だけではなく、現役世代の労働者・国民、とりわけ若年層が安心して老後までの生活設計ができるような、あるべき公的年金制度の確立を求めて本訴訟を提起した。

第2 「特例水準」の解消を理由とする減額を定めた平成24年改正法の違憲性

1 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法25条に違反する

(1) 国民年金法第1条は、生活保護制度を使わずとも、高齢者に対する所得保障として、高齢者が年金によって人間らしい健康で文化的な生活を送ってゆくことを保障しようとするものである。

わが国における年金支給額の水準は、憲法25条が定める「健康で文化

的な最低限度の生活」を保障するにはほど遠い水準にある。

(2) この間、長引くデフレの中で、「物価スライド」の適用により、ただでさえ劣悪な水準にある年金額は減額され続けてきた。

それに加えて、「特例水準の解消」を理由にして、さらに年金支給額を減額することは、「健康で文化的な最低限度の生活」以下の年金水準を一層低下させ、年金受給者の生活を破壊するものである。

よって、平成24年改正法は、憲法25条に違反するものである。

2 「特例水準の解消」を口実とする減額は憲法13条、29条に違反する

(1) 年金受給権は、一般に年金収入以外に収入源がないことが多い高齢者である。原告らにとって、健康で文化的な最低限度の生活を営むための重要な財産である。平成16年改正法は、「特例水準」の解消は物価上昇の中で解消すると定めているのであるから、物価下落の局面で「特例水準」の解消を理由としてさらなる年金支給額の減額を行わないというのが、法律で一旦定められた「財産権」の内容となっていたというべきである。

(2) そして、公的年金は、原告ら年金受給者にとって、文字どおり、それぞれの老後を人間らしく生きることを保障すべきであるから、合理的な理由がないのに支給額を減額することは、憲法29条のみならず、憲法13条違反というべきである。

(3) 平成24年改正法による「特例水準」の解消は、「マクロ経済スライド」発動の条件づくりのためになされたといわれる。

しかし、「マクロ経済スライド」方式自体が、憲法25条の趣旨に反するものであり、そのような方式を導入する条件づくりとして、「特例水準の解消」を理由に年金支給額を減額することは、不合理きわまりないものである。

第4 裁量権を逸脱した本件減額改定

1 政府の裁量権の限界

年金受給権は、一般に、年金収入以外に収入を得る手段がないことが多い高齢者にとって、生存のための最も重要な財産の一つである。

したがって、支給年金額の引き下げは、高齢者の生存に直結する事項であるから、支給年金額の引き下げに際しては、政府は、種々の事情を広範に考

慮して、慎重な判断をする義務がある。

2 平成25年当時の年金受給者の生活実態と政府・厚生労働大臣の裁量権逸脱

政府が平成25年政令を決定した当時は、翌平成26年4月から消費税が5%から8%に引き上げられることが決定されていた。それに加えて、「アベノミクス」による意図的な株高、円安政策によって、生活必需品や公共料金の価格が高騰していた。このような状況の下で、「特例水準の解消」を理由として年金支給額をさらに減額すれば、年金受給者の生活がさらに窮地に陥ることは明らかであった。

平成25年政令と本件減額改定は、平成24年改正法後、原告らの生活を脅かす深刻な経済的状況が発生したにもかかわらず、これを無視して強行されたものであって、また、その判断過程においては、年金の財源について、大企業などに応分の負担を求める方策などは十分検討されていないのであって、政令の決定に関する政府の裁量を逸脱する違法なものである。

よって、本件減額改定は取り消されるべきである。

以上